

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>出産祝い事業</p> <p>対象者：草津町における出生者</p> <p>内 容： 出生届受理の際に品物を交付（現在は小型絵本）</p> <p>問合せ：《住民課》 TEL：0279-88-7192</p>
	<p>給食費の無料化</p> <p>対象者：3歳児以上の幼児・小中学生</p> <p>内 容： 認定こども園、小中学校児童生徒の給食費について無料化を実施。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738 《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>3歳児以上の保育料無償化</p> <p>対象者：3歳児以上の幼児</p> <p>内 容： 3歳児以上の入所児童について保育料を無償化とする。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p>3歳未満児保育料軽減</p> <p>対象者：3歳未満の幼児</p> <p>内 容： 3歳未満の入所児童については3,000円を限度として、同一階層の3歳児保育料と同額まで保育料を軽減する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p>第2子以降保育料軽減</p> <p>対象者：2人以上の児童が入所している世帯</p> <p>内 容： 2人目以降の保育料を軽減する。 <ul style="list-style-type: none"> ・2人目 算定保育料×0.25 ・3人目以降 算定保育料×0.00（無料） </p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p>第3子以降3歳未満児保育料免除</p> <p>対象者：第3子以降の3歳未満児</p> <p>内 容： 保育料を免除する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>
	<p>遠距離通園費補助</p> <p>対象者：一部地域から認定こども園に通園している児童</p> <p>内 容： 通園費を補助する。</p> <p>問合せ：《こどもみらい課》 TEL：0279-88-3738</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>遠距離通学費補助</p> <p>対象者：一部地域の小中学校児童生徒</p> <p>内 容：小中学生に対し一部地域からの通学費を補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>高校生等就学費補助</p> <p>対象者：学校教育法に規定する高等学校（高等専門学校）、専修学校、特別支援学校高等部に就学する生徒</p> <p>内 容：高校生等に対し就学費の一部を年額40,000円補助する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>子ども医療費の無料化</p> <p>対象者：出生から中学校卒業までの子ども</p> <p>内 容：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施）</p> <p>問合せ：《福祉課》 TEL：0279-88-7189</p>
	<p>奨学金貸与</p> <p>対象者：経済的理由により修学困難な高等学校及び大学又はこれと同等程度の学校に修学する方</p> <p>内 容：経済的理由により就学困難なものに対して月額20,000円を上限に学資を貸与し教育の機会均等を図る。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>児童室(学童保育)</p> <p>対象者：小学校1年生から4年生までの児童</p> <p>内 容：放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から4年生までの児童の預り事業を全額公費負担（おやつ代を除く）で実施。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>
	<p>中学生学生服購入負担事業</p> <p>対象者：草津中学校に進学する小学校6年生</p> <p>内 容：中学生の学生服の購入について、半額を公費負担する。</p> <p>問合せ：《教育委員会》 TEL：0279-88-0005</p>